



平成24年1月30日
自動車局
環境政策課
技術政策課

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正に関する 意見募集について

地球温暖化対策の重要性がますます高まる中、ガソリンにバイオエタノールを10体積%まで混合したいわゆる「E10」と、E10に安全性確保及び大気汚染防止の観点から対応したE10対応ガソリン車の普及が望まれているところです。

今般、「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則」（昭和52年通商産業省令第24号）が改正され、E10対応ガソリン車用として販売される燃料の規格が定められることとなりました。国土交通省では、E10対応ガソリン自動車の安全及び公害防止に係る技術基準の前提となる燃料の規格及び試験燃料の標準規格等を定めるため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご理解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について（別添参照）

2. 意見募集期間

平成24年1月30日（月）～平成24年2月28日（火）（必着）

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に記載の上、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法でご意見を送付して下さい。この際、ご提出いただく郵送、FAX及び電子メールには、必ず「『道路運送車両の保安基準の細目を定める告示』の一部改正に係るパブリックコメント」と明記して下さい。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

<宛先>

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局環境政策課E10パブリックコメント係 あて

FAX番号：03-5253-1636

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_KKY@milit.go.jp

※ コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。

電子メールでご意見を送付される場合は、必ずメール本文にテキスト形式で御意見を御記入下さい。

4. 注意事項

- ・頂いたご意見に対しての個別の回答は対応しかねますので、予めご了承願います。
- ・頂いたご意見は、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おき下さい（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

（お問い合わせ先）

国土交通省自動車局

環境政策課 新井、河村

技術政策課 永井、富岡

電話：03-5253-8111

（内線：環境政策課42-523）

（内線：技術政策課42-255）

国土交通省 自動車局 環境政策課 宛

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正に対する意見

氏名(フリガナ)氏名	
所属	(会社名又は所属団体名)
	(部署名)
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	